

「再生可能エネルギー発電促進賦課金」の 適用に関する届出について

平成24年6月20日
北陸電力株式会社

当社は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の施行を受け、平成24年7月から順次、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を電気料金に適用させていただくため、本日(6月20日)、経済産業大臣に対して電気供給約款等の変更の届出を行いましたので、お知らせいたします。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の施行(平成24年7月1日)にあわせ、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まります。

同制度では、太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱で発電された電気を国が定めた買取価格・買取期間で電気事業者(新電力を含む)が買い取ることを義務付けるとともに、買取に要した費用は、使用電力量に比例した「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という形で、電気料金の一部として電気をご使用の皆さまにご負担いただくこととされております。

当社は同制度の趣旨に則り、平成24年7月から順次、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を電気料金に適用させていただくため、本日、経済産業大臣に対し、電気供給約款等の変更の届出を行いました。

またあわせて、電気最終保障約款についても、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」の適用に関する届出を行うとともに、関連する供給約款等以外の供給条件¹についても申請いたしました。

【届出の主な内容】

「再生可能エネルギー発電促進賦課金」の電気料金への適用

(参考1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価²

- ・平成24年度³の「再生可能エネルギー発電促進賦課金単価」は22銭/kWh(税込み)
- ・現在ご負担いただいている太陽光発電促進付加金も引き続きご負担いただくこととなります(平成24年度単価 4銭/kWh・税込み)

(参考2) 従量電灯の平均的なモデル(300kWh/月)影響

- ・再生可能エネルギー発電促進賦課金のご負担額は66円/月(税込み)
- ・太陽光発電促進付加金のご負担額は12円/月(税込み)

以上

添付資料1：再生可能エネルギーの固定価格買取制度にもとづく「再生可能エネルギー発電促進賦課金」の適用について

添付資料2：供給約款等以外の供給条件(需要場所についての特別措置)について

- 1：・現在実施している「料金についての特別措置(太陽光発電促進付加金)」、「定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置(10W区分の設定)」および「需要場所についての特別措置」
 - ・「需要場所についての特別措置」は、適用対象に再エネ認定発電設備等を追加(詳細は添付資料2をご覧ください)
- 2：・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示」で経済産業大臣が定める
- 3：・低圧で電気をお使いの場合、平成24年8月分～平成25年3月分までのご使用分(平成24年7月の検針日～平成25年3月の検針日の前日までのご使用分)
 - ・高圧・特別高圧で電気をお使いの場合、平成24年8月1日～平成25年3月31日までのご使用分

再生可能エネルギーの固定価格買取制度にもとづく
「再生可能エネルギー発電促進賦課金」の適用
について

平成24年6月

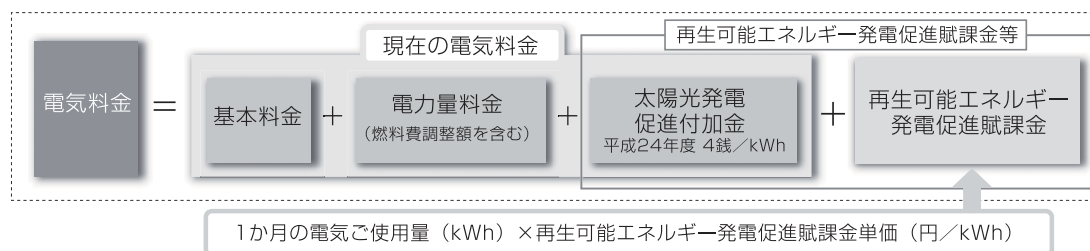
再生可能エネルギーの固定価格買取制度にもとづく「再生可能エネルギー発電促進賦課金」の適用について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、平成23年8月26日に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」にもとづき、太陽光、風力など再生可能エネルギーにより発電された電気について、一定期間・固定価格で電気事業者（新電力を含む）が買い取ることを義務付けるもので、平成24年7月1日から始まります。

再生可能エネルギーを買い取る費用は、使用電力量に比例した賦課金という形で、電気料金の一部として電気をご使用の皆さまにご負担いただくとの同制度の趣旨に則り、当社は、平成24年7月から順次、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を適用させていただきます。

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金のご負担

- ・対象お客さま 当社の電気をお使いの全てのお客さま
- ・ご負担の開始 平成24年7月から順次開始^{※1}
- ・当社からの電気料金ご請求方法（従量制の場合）



- ・定額制の場合も、従量制に準じてご負担いただきます。

※1：低圧で電気をお使いの場合は、平成24年8月分から（平成24年7月検針日以降のご使用分から）
高圧・特別高圧で電気をお使いの場合は、平成24年8月1日以降のご使用分から

2. 平成24年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

従量制の場合

適用期間	単価（全電圧共通・税込み）
平成24年度 ^{※2}	22銭/kWh

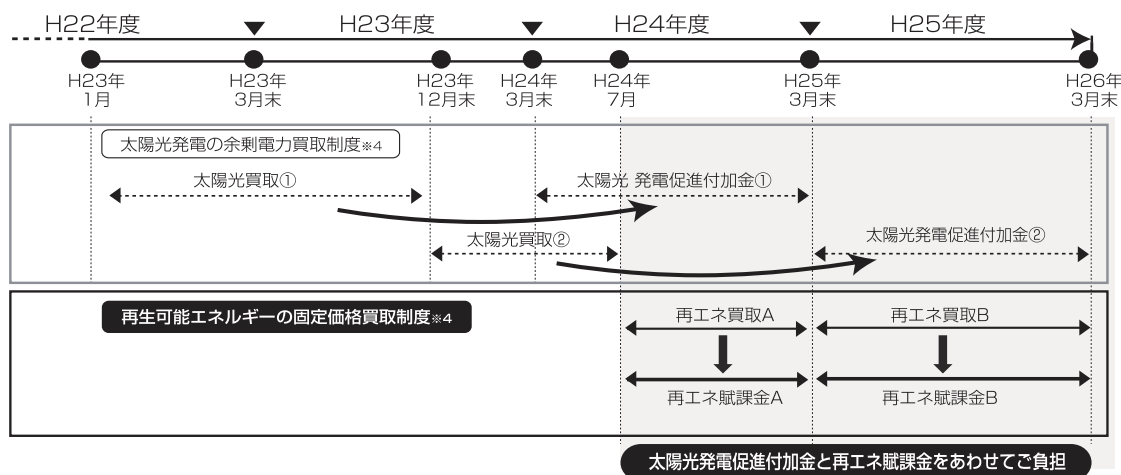
- ・定額制の場合の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は3ページをご覧ください。

- 買取価格および買取期間をもとに、年間にどの程度再生可能エネルギーが導入されるかを予測し、経済産業大臣が毎年度再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を定めます。
- 買取価格および買取期間は、関係大臣による協議を経て、中立的な第三者である調達価格等算定委員会の意見にもとづき、経済産業大臣が定めます（エネルギー源別、設置形態、規模ごとにより買取価格・期間は異なります）。
- 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は全国一律です。
- 予測値と実績値と差が生じる場合は、翌々年度の単価で調整されます。
- 現在ご負担いただいている太陽光発電促進付加金も引き続きご負担いただくことになります。（平成24年度単価 4銭/kWh・税込み）

※2 低圧で電気をお使いの場合は、平成24年8月分から平成25年3月分までのご使用分（平成24年7月検針日から平成25年3月の検針日の前日までのご使用分）
高圧・特別高圧で電気をお使いの場合は、平成24年8月1日から平成25年3月31日までのご使用分

参考1：買取とご負担について

- 現在、「太陽光発電の余剰電力買取制度」に基づき買取が行なわれているお客さまは、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の下で引き続き買取が継続されます。
- 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」では当該年度の買取に要すると見込まれる費用をその年度にご負担いただく方式となるため、平成24年度および平成25年度は、太陽光発電促進付加金と再生可能エネルギー発電促進賦課金(再エネ賦課金)をあわせてご負担いただくこととなります。
- 「太陽光発電の余剰電力買取制度」の終了に伴う、過去の繰越額^{※3}の扱いが未決定のため、太陽光発電促進付加金と再エネ賦課金をあわせてご負担いただく期間の終了時期は未定です。

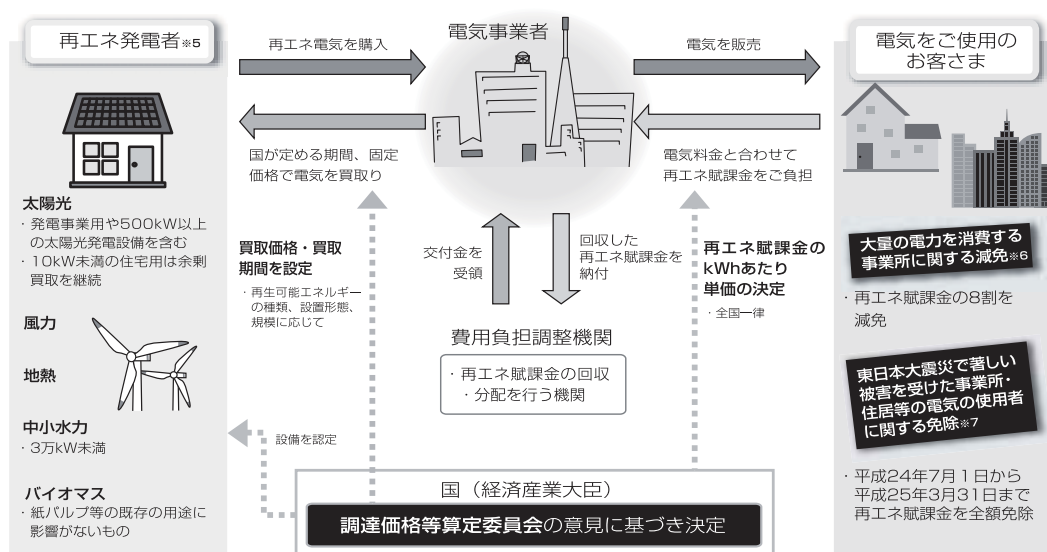


※3：前年度単価算定時の銭未満切捨て分等。

※4：「太陽光発電促進付加金」は電力各社の管内における太陽光発電の買取費用に対するご負担であり、電力各社で単価は異なります。一方、「再エネ賦課金」は全国の再生可能エネルギーの買取費用に対するご負担であり、全国一律の単価となります。

参考2：再生可能エネルギーの固定価格買取制度の概要

- 住宅用以外の太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱で発電された電気は、発電量全量が買取対象となります。
- 一方、住宅用の太陽光発電設備で発電された電気については、自らご使用になった後の余剰電力が買取対象となります（太陽光発電の余剰電力買取制度と同じ）。



※5：「新たに発電を始めた設備」のほか、「現行の太陽光発電の余剰電力買取制度の対象設備」等、既に発電を行っている設備で一定の条件を満たす場合が対象です。

※6：国が定める要件に該当する場合が対象となります。国から認定を受けるとともに認定後、当社へのお申し出が必要です。

※7：罹災証明を受けた方または避難区域等から引越された方で、当社へお申し出された場合に対象となります。

なお、太陽光発電促進付加金についても平成24年7月1日から平成25年3月31日まで全額免除します。

■ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価表（平成24年度）

契約種別		区 分		単価 [税込み]	
従量制	低圧供給			0円22銭	
	高圧供給	使用電力量1kWhにつき			
	特別高圧供給				
定額制	定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯1月につき	0円85銭
			20Wまで	//	1円71銭
			40Wまで	//	3円42銭
			60Wまで	//	5円13銭
			100Wまで	//	8円54銭
			100W超過100Wまでごとに	//	8円54銭
	小型機器		50VAまでの機器	1機器1月につき	2円55銭
			100VAまでの機器	//	5円10銭
			100VA超過100VAまでごとに	//	5円10銭
	臨時電灯A		総容量が 50VAまでの場合	1日につき	0円07銭
			// 50VA超過 100VAまでの場合	//	0円14銭
			// 100VA超過 500VAまでの場合	100VAまでごとに //	0円14銭
// 500VA超過 1kVAまでの場合			//	1円38銭	
// 1kVA超過 3kVAまでの場合			1kVAまでごとに //	1円38銭	
臨時電力		契約電力0.5kW	1日につき	0円73銭	
		契約電力1kW	//	1円45銭	
深夜電力A		1契約	1月につき	22円00銭	
農事用電力B		契約電力0.5kW	1日につき	1円31銭	
		契約電力1kW	//	2円61銭	
農事用電力 (脱穀調整)		契約電力0.5kW	1日につき	0円36銭	
		// 1kW	//	0円72銭	
		// 2kW	//	1円45銭	
		// 3kW	//	2円17銭	
		// 3kW超過1kW増すごとに	//	0円72銭	

■ 「北陸電力からのお知らせ（検針票）」への表示について（低圧従量制の場合）

今月分の料金（概算）

※上記概算額は、実際のご請求額と異なる場合がございます。

基本料金	**円**銭
電力量料金（1段階目）	**円**銭
電力量料金（2段階目）	**円**銭
電力量料金（3段階目）	**円**銭
燃料費調整額	**円**銭
初回振替契約割引額	**円**銭
再生可能エネルギー発電促進賦課金等	**円**銭
...	...
...	...

【燃料費調整単価のお知らせ（1kWhあたり）】
今月分... **円 / 来月分... **円

【再生可能エネルギー発電促進賦課金等単価のお知らせ（1kWhあたり）】

再生可能エネルギー発電促進賦課金	**円
太陽光発電促進付加金	**円

今月分の再生可能エネルギー発電促進賦課金と太陽光発電促進付加金の合計を表示します。

今月に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を表示します。

今月に適用される太陽光発電促進付加金単価を表示します。



お問合せ先

○減免措置など買取制度に関するお問い合わせは、「資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室」までお願いいたします。 TEL 0570-057-333 電話受付時間 9:00~20:00（土・日・祝日は除く）

※PHS、IP電話からは、03-5520-5850へおかけください。

○再生可能エネルギーに関する最新の情報は、以下のウェブサイトをご覧ください。

なっとく！再生可能エネルギー URL: <http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/>

育エネ

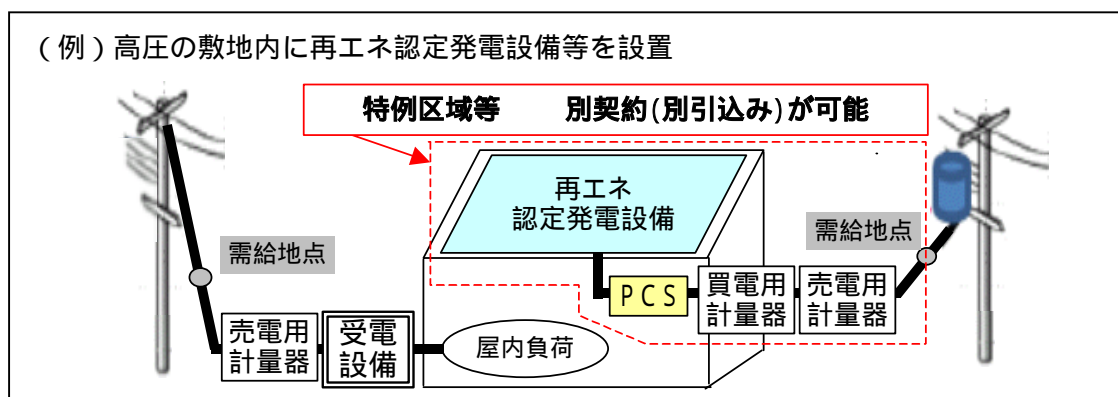
検索

供給約款等以外の供給条件（需要場所についての特別措置）について

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始にあたり、再エネ認定発電設備等¹について、同一敷地内で複数の需給契約（別引込み）が可能となる措置を実施することといたしました。
- 既に「需要場所についての特別措置」を実施している急速充電設備等²に加え、再エネ認定発電設備等とあわせた措置として、このたび認可申請を行ったものです。

内 容

- 急速充電設備等または再エネ認定発電設備等を使用される場合、設置される区域または部分（以下、「特例区域等」）を1需要場所とみなすことで、特例区域等について、同一敷地内のそれ以外の区域等とは別契約とし、複数の需給契約を締結いただくことができます。
- ただし、本措置は、1敷地につき、急速充電設備等または再エネ認定発電設備等それぞれ1特例区域等に限りませす。
- また、必要となる工事費は、お客さまにご負担いただくこととなります。



適用開始日

平成 24 年 7 月 1 日

- 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく認定発電設備およびその使用に必要な負荷設備（PCS [パワーコンディショナー] 等）
- 電気自動車専用急速充電設備およびその使用に必要な負荷設備

以 上